



相続が発生したら



I 相続が発生したら

親族に相続が発生すると被相続人の所有財産を相続人が引き継ぎますが、相続財産が一定額を超えたり、相続税の計算で特例制度を適用する場合には相続税の申告納税義務が生じます。

親族が亡くなると、死亡届の提出、葬儀、四十九日、納骨等の儀式を行いますが、併せて、被相続人の相続財産を全て洗い出して、プラスの財産もマイナスの財産も引き継ぐために、相続人を確定して、相続財産の分割を行い、必要に応じて相続税の申告納付を行わなければなりません。

勿論、遺言書の有無の確認、相続放棄や限定承認（被相続人のプラスの財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐこと）による財産の引継ぎを行うのか等を検討しなければなりません。

相続税の申告・納税は、被相続人がお亡くなりになったことを知った日（通常は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月以内に行うことになっています。例えば、1月6日に死亡した場合には、翌日である1月7日から10か月目なので、その年の11月6日が申告期限になります。

尚、相続税申告書の提出先・納税地は、原則として被相続人の住所地で、複数の相続人が申告する際でも、同一の被相続人の住所地に申告します。



税理士法人 小林 Accounting Officeでは、相続が発生してから相続財産に関する各種手続きをはじめとして、相続税に関する相談、申告・納税のお手伝いを行っております。

次頁から、その手続きや準備する書類などを記しましたのでご参考下さい。

相続が発生したときの手続きの紹介

1	病院他	死亡診断書の受取
2	役 所	死亡診断書・死亡届の提出
3	寺	戒名の命名、おくり名の命名
4	寺、教会、神社他	葬儀（通夜、前夜式、告別式、葬場祭）、火葬（埋葬）
5	法 要	初七日、四十九日等
6	遺言書の確認	遺言書の開封（公正証書遺言を除き、家庭裁判所の検認が必要）
7	納 骨	一般的には、四十九日後
8	相続財産の確定	プラスの財産もマイナスの財産も評価し、 隠れ財産や負債ももれなく把握する。
9	相続人の確定 （戸籍謄本他の取得）	相続人の確定のために、市区町村役場で被相続人の出生から死亡迄連続した戸籍謄本を入手する。結婚や転籍等で本籍地を変更した場合は、変更前の戸籍謄本を前の本籍地の市区町村役場で取得する。被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本の入手が必要。
10	「法定相続情報一覧図」の 作成と認証	不動産の相続登記や金融機関等の名義変更で、改製原戸籍謄本、除籍謄本、戸籍謄本等の書類の束をその都度提出しなくて済む「法定相続情報一覧図」を作成して法務局で認証を受けとれば、その一覧図1枚で代用できる。
11	相続放棄及び限定承認	相続放棄（相続人単独で相続放棄の手続きはできるが、なるべく相続人全員の合意があると良い） 限定承認（プラスの相続財産の範囲において債務及び遺贈の義務を負担することで、相続人全員の合意が必要） 相続放棄、限定承認ともに、相続開始から3ヶ月以内に行う。
12	所得税の準確定申告	相続開始後4ヶ月以内 （相続人の内の1人が納税代理人になって、申告及び納税を行う。）
13	消費税の確定申告	個人事業者である被相続人の消費税につき、 相続発生後4か月以内に消費税の確定申告を行う。
14	遺産分割協議書の作成	相続人の間で協議が成立して遺産の分割が確定したら、 遺産分割協議書を相続人全員で作成する。
15	相続財産の名義変更	遺言書、遺産分割協議書に基づき、相続財産の名義変更を行う。
16	相続税の申告、納税	相続開始後10ヶ月以内

1 相続税の申告・納付の大まかな手順

- ・法定相続人を確定
- ・遺言書の有無の確認と内容の確認（公正証書遺言と自筆証書遺言）
- ・相続財産と債務の洗出しを行って、リスト化する
- ・相続放棄、限定承認を行う場合の手続き（家庭裁判所に3か月以内に申述書を提出）
- ・遺言書がない場合には、相続人全員で遺産分割協議書を作成する
- ・相続税の納付税額の計算、申告書の作成、相続税額の納付の準備
- ・法務局や金融機関等で、相続登記や名義変更の手続きを行う

2 法定相続人の確定

（1）謄本の取得

戸籍謄本を入手して法定相続人の確定を行うための謄本としては、「戸籍謄本（抄本）」「原戸籍（改正原戸籍）」「除籍謄本」「戸籍の附票」の4種類があります。

① **戸籍謄本** 戸籍に書かれていること全てを写したもので、記載事項は次の通りです。

i 本籍、氏名

ii 戸籍の改正日、改正事由

iii 戸籍に記載されている者

夫婦とその子の名、生年月日、父、母、その続柄

戸籍の一番最初に記載されている人が筆頭者です。

iv 身分事項 出生日、出生地、届出日、届出人、婚姻日、配偶者氏名、従前戸籍

上記 ii ～ iv について、「戸籍に記載されている者」ごとに記載されるので1つの戸籍に記載されている夫、妻及び子のことがわかります。

※戸籍抄本 戸籍に書かれていることの一部の写しで、抄本は謄本の一部

② **原戸籍（改製原戸籍謄本）**

役所内のコンピューターデータの横書きの戸籍簿を「現在戸籍」、従来の紙の縦書きの戸籍簿を「改製原戸籍（原戸籍）」といいます。現在の戸籍は平成6年法務省令の改製後の戸籍です。

戸籍法の改正は、平成6年以前には昭和22年に行われているので、昭和22年以前生まれの被相続人については、昭和23年式戸籍が必要です。

戸籍法の改正以前の死亡や離婚をした事実、転籍の旨、養子縁組や認知をした事実等、相続手続きに必要な事実について、新しい戸籍では削除されて記載されないのので、改製原戸籍が必要です。

③ **除籍謄本** 死亡、結婚、離婚、転籍等で戸籍から除かれる迄の過去が記載されています。

④ **戸籍の附票（疎遠になった親戚の住所の調査）**

戸籍謄本を取寄せるときに「附票」も併せて申請すると、住所を調べられます。

※原戸籍の附票とは

住所を証明するための書類には、住民票のほかに「戸籍の附票」が有効です。戸籍の附票とは、本籍地の市区町村において戸籍とともに管理している書類です。戸籍の附票には、その戸籍がつくられてから現在に至るまでの住所を記録しています。

※ 戸籍の附票の記載事項

本籍、氏名、記載されている者名、住所、住定日

上記について、「戸籍に記載されている者」毎に戸籍の附票に記載されています。

(2) 法定相続情報一覧図

被相続人と相続人について、法律で定めた情報を記載した一覧図で、法務局の登記官の認証文書が記されています。被相続人の金融機関の口座を名義変更する場合には、金融機関によって若干の違いがありますが、被相続人の原戸籍、全部事項証明、相続人全員の戸籍謄本等が必要書類になります。また、不動産の相続登記、証券会社の金融商品の名義変更他のためには、沢山の書類の束を調達して、金融機関や法務局ごとに持ち込む必要があります。

このような煩雑さを解消する手段として、法務局の登記官の認証を受けた「法定相続情報一覧図」一枚でこれらの書類の代わりが出来ます。ひな型は、法務局のホームページにて示されていますので、参考下さい。

○ 制度の概要

相続人が作成した「法定相続情報一覧図」を法務局で、以下の書類をはじめとする必要書類を併せて提出します。

- i 被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係の書類等
- ii 上記 i の記載に基づく法定相続情報一覧図（被相続人の氏名、最後の住所、最後の本籍、生年月日及び死亡年月日並びに相続人の氏名、住所、生年月日及び続柄の情報）について、登記官が上記の内容を確認し、登記官の認証文付きの法定相続情報一覧図の写しが交付されます。

○ 法定相続情報証明制度の手続の流れ

i 申出（法定相続人又は代理人）

i -1 各種戸籍謄本等の収集



i -2 法定相続情報一覧図の作成



i -3 申出書を記載



上記 i -1、-2の書類を添付して申出

ii 確認・交付（登記所）

ii -1 登記官による確認



法定相続情報一覧図の保管



ii -2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付

※提出した各種戸籍謄本等は、返却されます。

iii 相続財産の名義変更や相続登記等の相続手続への利用 （戸籍の束の代わりに各種手続において提出が可能）

iv 勿論、これまでどおり戸籍等の束で相続手続を行うことも出来ます。

v 相続放棄、限定承認や遺産分割協議の書類は別途必要

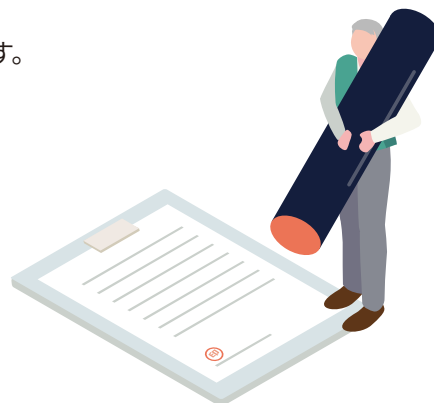
(3) 謄本の取り方

① 戸籍謄本

本籍地のある役所で申請する方法

申請に必要なもの

- ・印鑑（認印でOK）
- ・請求者の本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・顔写真付の住民基本台帳カード等）



② 原戸籍謄本

原戸籍謄本（正確には「改製原戸籍」）とは、平成6年の法務省令で改正がある前の古い戸籍です。原戸籍にしか記載がない事項があるため、相続手続きでは原戸籍謄本が必要です。

相続人の確定 / 相続による不動産所有権移転登記 /
銀行預金口座の名義変更又は解約 / 株式等の有価証券の名義変更

原戸籍謄本の取得には、被相続人の本籍地を管轄する市区町村役所で、戸籍謄本の請求書（申請書）に請求理由の記載が必要です。本人・配偶者や直系血族が取得出来ますが、例外もあるので該当する役所に事前に問い合わせして下さい。

○ 例外的に取得できる人

- i 配偶者や直系血族以外でも正当な理由がある場合
- ii 税理士や弁護士等、受任業務を遂行するために必要がある場合
- iii 成年後見人など法定代理人

本人や配偶者、直系血族が原戸籍謄本を取得する場合は、本人確認出来る証明書が必要で、その正当な理由とは、兄弟姉妹の相続人が「法定相続人の確定」や「相続手続き」などに必要な場合です。

○ 取得に必要な書類

原戸籍謄本は、被相続人の本籍地の市区町村役所の窓口で取得できます。

取得時に必要な書類リスト

- ・交付請求書
（市区役所、町村役場に用紙があり、インターネットでもダウンロード可能です。）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ・手数料
- ・取得する戸籍に記載されている人以外の代理人が請求する場合の委任状



※マイナンバーカードによって、インターネットからオンラインで戸籍関係の謄本や証明書の交付申請をすることは勿論できます。

Ⅳ 遺産を相続するか、相続放棄するか の決定

1 遺言書に基づいて相続するか、遺産分割協議を行うか

- ・遺言書に従って遺産を相続するか
- ・相続放棄を行うか、限定承認を行うか
- ・相続人全員で遺産分割協議を行うか

相続人が複数いて、遺言書がない場合には、相続人全員で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を作成しなければなりません。

2 マイナスの財産が多く、相続手続きを進めることの是非の検討

マイナスの財産が多い場合、明らかになっていない債務が不明である場合等、被相続人のプラスの財産、マイナスの財産をそのまま相続してしまうと、相続人に多大な負担がかかる恐れがある場合には、相続放棄や限定承認という手段を選択出来ます。

(1) 相続放棄

プラスの財産もマイナスの財産も全てを引き継がない手段です。相続放棄には、相続があったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所に申出の手続きを行います。この相続放棄の手続きは、相続人だけで行うことができます。勿論、他の相続人とのトラブルを回避するためにも、相続放棄する旨を事前に伝えておくことが望ましいです。

(2) 限定承認

プラスの相続財産の範囲内でマイナスの財産を引き継ぐ形態の相続です。被相続人のマイナスの財産の額が不明である場合、つまりどこからどれだけ借入金があるのかも定まらないような場合に適用する手段です。この限定承認も相続があったことを知った日から3か月以内に家庭裁判所に申出の手続きを行います。但し、相続放棄と違って、相続人全員の合意のもとに家庭裁判所に申出を行わなければなりません。



Ⅲ 金融機関での名義変更

(1) 銀行・郵便局預金口座の閉鎖

預金者の死亡が判明すると、直ちに金融機関は被相続人の銀行口座を閉鎖するので、その口座の取引は出来なくなります。公共料金等も引落としされないで、出来るだけ速やかに引落とし口座の変更手続きが必要です。

(2) 必要資金は、相続発生直後に引き出しを

相続発生直後には、金融機関の口座が閉鎖される前に葬祭費用他の必要資金を引出しておく有効です。勿論、引出したとしても相続財産から除外出来る訳ではありません。

(3) 銀行預金の名義変更

① 相続手続き時の銀行口座の名義変更で必要になる書類

各銀行では相続時の名義変更に必要な書類を概ね以下の通りにホームページ等へ掲載しています。必要書類は遺言書の有無等によって違うので、各金融機関に問い合わせして下さい。

ⅰ 被相続人が遺言書を残している場合の必要書類

- ・銀行指定の名義変更依頼書または請求書
- ・被相続人名義の通帳、キャッシュカード及び届出印
- ・遺言書
- ・遺言書の検認調書または検認済証明書(自筆または秘密証書遺言の場合)
- ・被相続人の原戸籍、戸籍謄本、全部事項証明等
- ・相続人(受遺者)の戸籍謄本、印鑑証明書および実印
- ・遺言執行者の選任審判書謄本(遺言執行者が選任されている場合)
- ・遺言執行者の印鑑証明書および実印と届出印

ii 遺言書を残していない場合の必要書類

- ・銀行指定の名義変更依頼書または請求書
- ・被相続人名義の通帳、キャッシュカードおよび届出印
- ・遺産分割協議書：相続人全員で分割協議を行います。
- ・被相続人の出生から死亡迄の連続した戸籍等（除籍謄本、改正原戸籍、全部事項証明書）
- ・相続人全員の戸籍謄本または全部事項証明書
- ・相続人全員の印鑑証明書
- ・預金または口座を承継する相続人の実印と届出印

※ 遺産分割協議書には法定相続人全員の署名・捺印が必要で、遠隔地に住む相続人や所在不明の相続人がいる場合は相当な時間がかかります。被相続人の戸籍等も複数の役場から取り寄せるので、手間と時間がかかることがあります。

② 相続時に銀行口座の名義変更をする際の注意点

名義変更の必要書類は各金融機関で概ね共通していますが、他の相続手続き（不動産登記他）にも使う戸籍等は必要部数を揃えることになります。原本は返却されますが、手元に返るまでに数日掛かり、他の手続きに必要な部数を用意しなければなりません。但し、「**法定相続情報証明制度**」を適用して、「法定相続情報一覧図」を作成して法務局で認証を受けた一覧図1枚で手間を省くことが出来ます。戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等の束は、一度揃えば再度調達の必要はありません。

口座振替等のサービスは全て解約されるので、それらの支払いを継続するには相続人口座へ引き継ぐことになり、手続きは名義変更と同時進行で進めます。

Ⅳ 不動産の名義変更

土地や家屋等の不動産は、遺言書や遺産分割協議書に基づいて、不動産の相続登記によって、名義変更を行います。その、手続きの流れの概要は次の通りです。不動産の名義変更は、当事務所の提携の司法書士に依頼しております。

遺言書・遺産分割協議書

必要書類

- ・被相続人の改製原戸籍謄本、除籍謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本 若しくは 法定相続情報一覧図
- ・相続人全員の印鑑証明書、住民票の写し
- ・固定資産税評価証明書

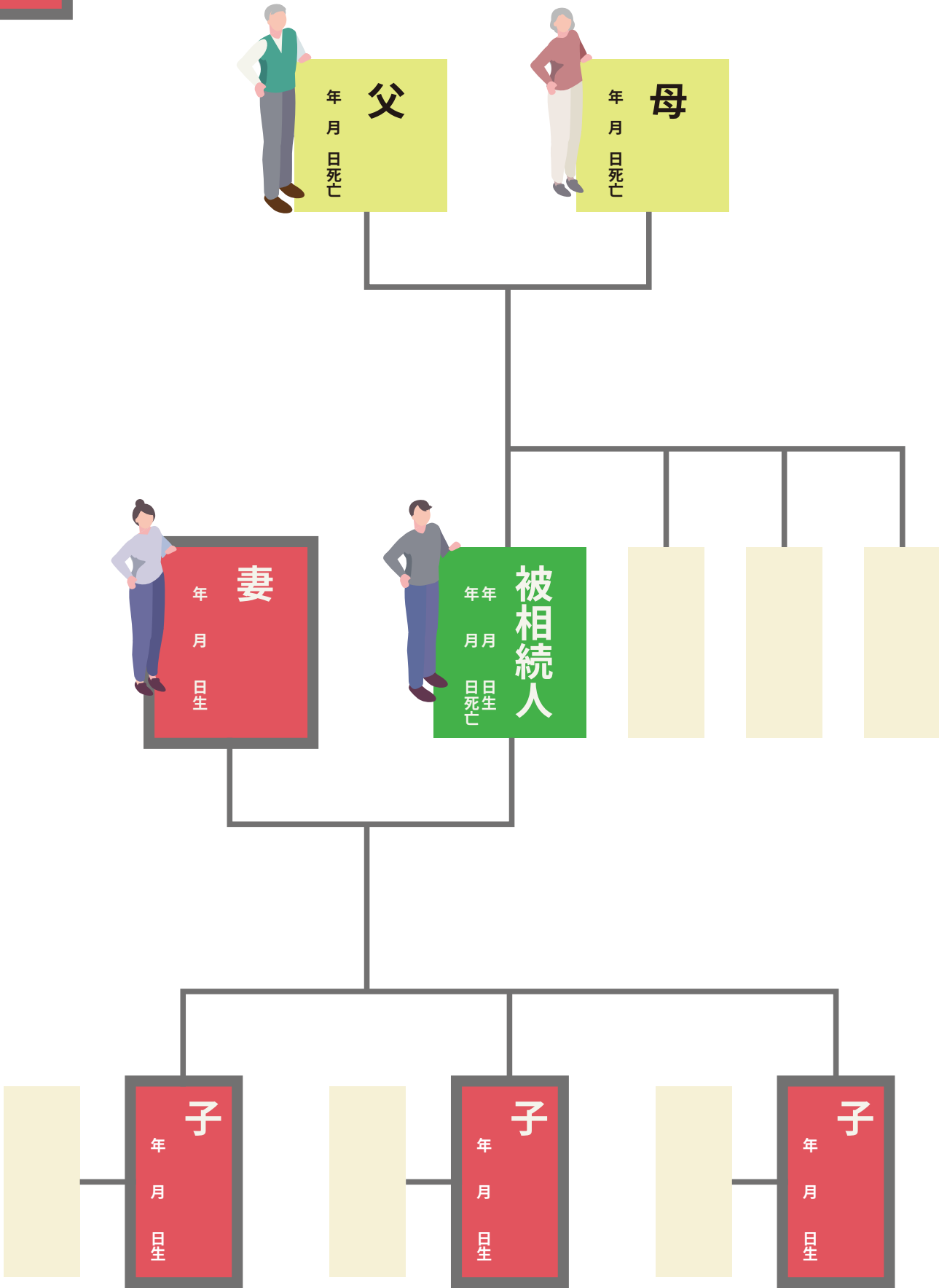
相続登記申請書

法務局の窓口へ提出、郵送で提出、オンライン申請のいずれかによります。添付書類については、電子化書類はオンライン申請時に合わせて提出し、電子化されていない書類は、直接提出または郵送によって提出をします。

V 相続人関係図



相続人



Ⅵ 被相続人の経歴書と相続人の現況

(1) 被相続人の概要

住所		相続開始	平成 年 月 日
被相続人	様	職業	
死亡原因		申告期限	平成 年 月 日
死亡場所		その他	

(2) 被相続人の経歴書

最終学歴	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日 卒業		
最終職歴	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日 退職等		
被相続人の出生から死亡までの経過をわかる範囲でご記入下さい。			
項目	年月	内容	
出生地			
学歴			
就職			
結婚			
職歴			
趣味			
その他			

(3) 相続人の現況

氏名	続柄	生年月日	住所	職業
			電話	勤務先・役職等
	妻			

Ⅳ 相続税の申告資料一覧表

資料名		請求先等	部数	備考
被相続人関係書類	被相続人の原戸籍謄本			
	被相続人の戸籍(除籍)謄本			
	被相続人の住民表の除表			
	死亡診断書			
	被相続人の経歴書			
	被相続人の遺言書・死因贈与契約書の写し			
	被相続人の過去3年間の確定申告書の写し			
	被相続人が申告した財産・債務の明細書の写し			
	被相続人の手帳等のメモ			
相続人関係	相続人全員の戸籍謄本			
	相続人全員の住民票			
	相続人全員の印鑑証明			
	相続人を含む家族関係図			
	相続欠格、廃除の有無、相続放棄の手続きの有無			
	未成年者について特別代理人の戸籍謄本と住民票			
遺産分割協議書				
預貯金等	預貯金の残高証明書			
	普通預金通帳の写し(相続開始前12ヶ月)			
	定期性預金の証書の写し			
	金銭信託の残高証明書			
	被相続人抛出の家族等名義の預金通帳等の写し及び残高証明書			
有価証券	自宅保管有価証券の写し			
	保護預けの有価証券の残高証明書			
	取引証券会社の顧客元帳の写し			
	上場株式の写し又は保護預り証			
	新株引受権、配当期待権			
	気配相場等のある株式の写し又は保護預り証			
	気配相場のない株式(相続開始前3年間の決算書・法人税の申告書・内訳書)			
	国債・地方債・社債・割引債等の債権の確認			
	貸付信託・公社債投資信託等の受益証券			
	相続開始の直前に購入した有価証券の確認			
	有価証券については、被相続人名義のみならず、相続人名義、無記名等であっても、相続財産に含まれる場合には、全てを用意します			
不動産	土地の地目(宅地、山林、農地等)の現況確認			
	土地・建物の不動産登記簿謄本の住民票			
	権利書の写し			
	土地の地積測量図(間口・奥行距離が判明するもの)			
	建物の建築設計図			
	路線価図及び路線価・借地権割合・借家権割合			
	土地・建物の固定資産税評価額証明書			
	土地・建物の固定資産税納税通知書			
	土地・建物の利用状況			
	土地・建物の賃貸借契約書の写し			
	相当の地代の改訂方法に関する届出書			
	土地の無償返還に関する届出書			
	山林等の縄延びの確認			
	未登記土地・建物及び先代名義の不動産等の確認			
	相続直前の不動産の売買契約の確認			

不動産	被相続人は過去に土地を譲渡したことがあるか否かの確認			
	小規模宅地の評価減特例制度の選択			
	相続税の納税猶予制度の適用の有無			
その他の財産	保険証書・郵便年金証書(権利課税分)の写し			
	保険金の支払通知書の写し			
	郵便年金証書の写し			
	個人年金証書の写し			
	満期返戻金のある損害保険契約証書の写し			
	死亡退職金・弔慰金等の支払通知書の写し			
	信託財産の受益権証書の写し			
	ゴルフ・レジャー会員権証書等の写し			
	電話加入権証書の写し			
	貴金属、骨董等の明細書、鑑定評価証明書の写し			
	貸付金、未収金の明細書			
債務等	家財道具一覧表			
	借入金残高証明書			
	国税・地方税の通知書・領収書の写し			
	医療費の未払金に関する資料			
	資産等の取得に係る未払金、ローン等の明細書			
	葬儀費用の明細表			

